

ビデオライブラリー等及び図書利用要綱

島根県聴覚障害者情報センター

(総 則)

- 1 島根県聴覚障害者情報センター（以下「センター」という。）が管理する字幕・手話入りビデオカセットテープ、DVD（以下「ビデオテープ等」という。）及び図書の視聴、閲覧並びに貸出しについては、この要綱によるものとする。

(利用対象者)

- 2 閲覧若しくは貸出しを受けることのできるものは、次の各号に該当するもの及び団体とする。
 - (1) 島根県内（以下「県内」という。）に居住し、身体障害者手帳の交付を受けている聴覚障害者並びに聴覚障害児及びその保護者
 - (2) 県内に居住し、身体障害者手帳の交付を受けていないが、日常生活において補聴器又は人工内耳を使用する者並びに児童及びその保護者
 - (3) 県内の聴覚障害者関係団体
 - (4) 県内の官公庁及び学校教育法に定める学校
 - (5) 県内の福祉関係団体及びボランティア団体
 - (6) 手話通訳士、手話通訳者、手話奉仕員、要約筆記者及び要約筆記奉仕員
 - (7) その他センター所長が認めたもの

(視聴及び閲覧)

- 3 ビデオテープ等及び図書の視聴、閲覧を希望するものは、センター係員に申し出て、その指示に従わなければならない。

(貸出対象物)

- 4 貸出禁止と定めていないビデオテープ等及び図書とする。
ただし、センター所長が特に認めた場合は、この限りでない。

(貸出区分)

- 5 ビデオテープ等を貸し出す際の利用区分は、社会福祉法人「聴力障害者情報文化センター」が定める「聴覚障害者向け映像ライブラリー作品の利用区分」による。

(登 録)

- 6 第2項の貸出しを希望する者及び団体は、「ビデオライブラリー等利用登録申込

書（様式第 1 号）」に必要事項を記載し、センター所長に提出しなければならない。

- 7 センター所長は、前項の申し込みがあった場合は「登録台帳（様式第 2 号）」に搭載の上、申込者に「ビデオライブラリー等貸出カード（様式第 3 号）」（以下「カード」という。）を交付するものとする。

（貸 出）

- 8 貸出しの手続き等は、次によるものとする。

（1）ビデオテープ等

- ① 申 込 ビデオテープ等を借り受けようとする者は、センターにおいて「カード」を提示しなければならない。
ただし、郵送又は F A X 若しくはメールにより申込をしようとするものは、「ビデオテープ等借用申込書（様式第 4 号）」に必要事項を記載し、郵送又は F A X 若しくはメールによりセンター所長に提出するものとする。
- ② 貸出巻数 1 回につき 4 本以内とする。
- ③ 貸出期間 2 週間以内とする。
- ④ 貸出方法 センターで受け渡し又は郵送とする。
ただし、郵送料はセンターが負担する。
- ⑤ 返却方法 センターで受け渡し又は郵送とする。
ただし、郵送料は利用者の負担とする。
- ⑥ 利用料 無 料
- ⑦ そ の 他 センター所長は、郵送または F A X 若しくはメールによりビデオテープ等図書の新着の貸し出しを行ったとき若しくは返却を受けたときには、様式第 4 号に必要な事項を記載するものとする。

（2）図 書

- ① 申 込 図書を借り受けようとする者は「図書借用申込書（様式第 5 号）」に必要事項を記載し、センター所長に提出する。
- ② 貸出冊数 2 冊以内とする。
- ③ 貸出期間 2 週間以内とする。
- ④ 貸出方法 センターで受け渡し又は郵送とする。
ただし、郵送料はセンターが負担する。
- ⑤ 返却方法 センターで受け渡し又は郵送とする。
ただし、郵送料は利用者の負担とする。
- ⑥ 利用料 無 料
- ⑦ 貸出台帳 センター所長は、上記により図書の貸し出しを行ったとき若しくは返却を受けたときには、様式第 5 号及び「図書貸出台帳（様式第 6 号）」に必要な事項を記載するものとする。

(利用者の心得)

- 9 利用者は、以下の事項を遵守しなければならない。
- ・ 第三者への転貸は、禁止する。
 - ・ ビデオテープ等及び図書を紛失又は破損した場合は、速やかにセンターに届け出るものとする。なお、場合によっては弁償を求めるものとする。
 - ・ ビデオテープ等の複製又は図書の複写は、禁止する。

(登録の取り消し等)

- 10 センター所長は、利用者が前項の規定を遵守しない場合、貸出の停止し又は登録を取り消すことができる。

【附 則】

この要綱は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。

【附 則】

「ビデオライブラリー及び図書及び情報機器利用要綱（平成 7 年 7 月 3 日付け施行、平成 20 年 10 月 1 日付け改正施行）」は、廃止する。

【附 則】

「ビデオライブラリー等及び図書利用要綱（平成 21 年 8 月 20 日付け施行）」は、廃止する。

【附 則】

この要綱は、平成 23 年 9 月 8 日から施行する。

【附 則】

この要綱は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。